



弁護団だより

みんなして

No.56 発行 2016年9月
「生業を返せ、地域を返せ！」
福島原発事故被害弁護団
TEL : 03-3379-6770

【最近の動き】

東電や国の動向	弁護団・原告団の取り組み
9月21日 東電、農林業の営業損害について2年分を一括して支払う方針	9月06日 原告団・弁護団合同会議（福島市）
9月21日 政府、高速増殖炉「もんじゅ」について、「廃炉を含めた抜本の見直し」を決定	9月20日 原告団・弁護団合同会議（郡山市）
9月22日 経済産業省、廃炉費用を電力利用者負担の方向で検討	9月23日 第2陣原告団説明会（福島市）
10月3日 使用済核燃料再処理機構、発足	9月24日 第2陣原告団説明会（南相馬市）
	9月25日 第2陣原告団説明会（相馬市）
	9月30日 弁護団会議（東京）
	10月1日 原発被害者訴訟原告団全国連絡会シンポジウム（二本松市）

裁判所が「来年三月の結審を目指す」と明言しました

～ 「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟第20回期日の報告 ～

1. 残暑のなかの期日

8月24日、第20回期日が、福島地方裁判所において開かれました。この日、国と東電から新たな書面が提出されました。



国の書面は、津波評価技術による設計津波水位の評価手法が誤っていたとする原告の主張は失当であること、長期評価には重大な誤りがあり、これに信頼性を認める原告の主張は失当であることなど、国の過失に関する原告の主張に反論するものです（準備書面15）。

東電の書面は、中間指針などに基づく精神的損害にかかる賠償支払いについて、裁判所からの釈明に回答するものです（準備書面19）。

原告側からは、長期評価の信頼性を否定する国の主張に反論し、補充の主張を述べるもの（準備書面43）、被害立証の到達をふまえて、原状回復請求や慰謝料請求にかかる被侵害利益について整理をするもの（準備書面・被害総論14）、尋問を終えた原告21名の尋問結果などに基づき原告らに共通する被害事実を主張するもの（準備書面・被害事実1）などの書面を提出しました。

当日は残暑のなか約150名の方が参加されました。元ラジオ福島アナウンサーの大和田新さん、かもがわ出版の松竹伸幸編集長、井上淳一監督、東京演劇アンサンブル、劇団さんらん、「原発なくそう！九州玄海訴訟」弁護団といった常連の方々のほか、原発事故により関西に避難した方が原告となっている関西訴訟と、兵庫に避難した方が原告となっている兵庫訴訟から2名の原告の方

も応援に駆けつけてくださいました。傍聴席に入りきれなかった方々向けの企画では、講談社現代新書『原発労働者』の著者でシンガーソングライターの寺尾紗穂さんによる弾き語りや大和田新さんの講演も行われ、大好評でした。

2. 5回目の原告本人尋問

この日は5回目の原告本人尋問。福島県内各地の7名の方がそれぞれの被害を訴えられました。また、前回期日で実施された中通りでの検証を受けての尋問でもありました。

家の建て替え工事中だったところ、事故により被ばくした基礎のうえに建築したため、床下の線量が毎時0.5マイクロシーベルトもあるという汚染された新築の家について悔しさをにじませながらの証言、専門家や保護者、スタッフたちの間で悩み、相談し、事故後も保育を続けてきたなかでの苦労や葛藤、保育している子どもの口から「ホウシャノウ」という言葉が発せられたときの不条理さを涙ながらに語る



元保育園長、事故後に妊娠が判明したものの喜びよりも妊娠生活を無事に過ごせるのかという不安が先行し、母乳から放射性物質が検出されたとの話を聞いたことから母乳を与えず育て、外遊びも制限させたという母親の証言など、自身の言葉で被害や事故後の状況などが語られました。どの方からも家族や子どもへの愛情いっぱいの想いが語られ、法廷ではすすり泣く音が途切れませんでした。

3. 結審に向けたスケジュール

この日は、裁判所から「来年3月の結審を目指す」との発言もあり、来年1月以降の期日も確保されました。結審までのカウントダウンも始まっています。次回は10月7日となります。ぜひ裁判所前にお集まりください。

(弁護士 馬奈木巖太郎)



福島の中からの声は希望の光

原発被害者訴訟原告団全国連絡会共同代表

原発賠償関西訴訟原告団代表

東日本大震災避難者の会 Thanks & Dream 代表

森松明希子

8月24日、生業訴訟第20回口頭弁論期日に参加させていただきました。貴重な傍聴席に座らせていただきまして本当にありがとうございました。

私は福島県郡山市から大阪市に幼い二人の子どもたちを連れて避難しています。夫は3.11以降もずっと郡山に住んでいます。福島と大阪、2つに居所を分けての避難生活で心身ともに追い詰められ苦境に立たされ続けているのですが、このたびの生業訴訟の皆様方の力強い裁判でのご発言には心底励まされました。

7名の原告の方々の本人尋問は、あの時の記憶がよみがえり、この5年半の間、苦難を強いられ

た皆さま同様に自分自身の避難生活と重ね合わさる部分も多々ありました。どのご発言にも共感し、特に私は母親ですのでお母さんや保育園の先生、そして親の立場からのご発言にはまるで私の気持ちをそのまま代弁して下さっているようで、傍聴席で何度も涙が溢れました。今回はおよそ4千人いらっしゃる原告の皆様のうちのたった7名のお話でしたが、原発事故の被害というものは、百人いたら百様、皆それぞれに違います。違いを分断ではなく、それぞれが各々の被害をきちんと訴え、無責任極まりない国・東電に対して怯むことなく責任を追及し、糾弾の手を緩めない、そうした気迫を裁判では全身全霊で感じ取ることができました。

私は現在、大阪地方裁判所にて「ふつうの暮らし 避難の権利 つかもう安心の未来」をキャッチフレーズに、福島県を中心とした放射能被害を受けた地域から関西圏に避難をした人たちとともに国・東電を相手に原発被害者訴訟に取り組んでいます。向かう相手は生業訴訟団の皆さまと同じです。避難するという選択をした立場からの訴えですが、決して避難した人たちだけの正当性を求める裁判ではなく、放射線被ばくから免れ健康を享受する権利は基本的人権であること、「避難の権利」は憲法上の権利であると主張しています。

福島地裁においての皆さまの声は全国に散らばる原発事故による被害を受けた人々の希望の光といっても過言ではありません。直接的に、そして最前線で放射線被ばくの問題から目をそらさず放射能汚染と日々対峙しておられる皆様の雄姿を目の当たりにして、心底励まされました。全国に存在する東電福島原発事故被害にあわれた人々を力強く牽引して下さる生業訴訟団の皆さまに心から感謝と敬意を申し上げます。生業訴訟団の皆さまに連帯し、次の世代に恥じない発信と発言をこれからも続けたいと思います。すべての原発事故被害者が恒久的に救済されますように、これからもどうぞ共に歩んでください。



本人尋問を傍聴して

原発賠償ひょうご訴訟 木幡 智恵子

私は、南相馬市（実家は二本松市東和地域）から、当時、2歳の娘と1歳の息子と主人と兵庫県へ家族避難をしました。

避難を決めたときは、おじいちゃん、おばあちゃんからは泣かれ、親族からは反対があり、ギクシャクした関係になりました。

兵庫へ来てからも、身内も知り合いもない、言葉の違いや生活習慣の違いから苦しい時期を過ごしてきました。それでも、この5年を何とか家族で生活をしてきました。

今回、生業訴訟の原告本人尋問を傍聴しました。

法廷において、3月12日の原発事故から今現在のことまで話すことの辛さ、苦しさは傍聴していて胸が詰まる思いでした。みんなそれぞれ被害は違うけど、問題の原因は一つなのにそれをちゃんと責任をとろうとしない、償おうとしない、東京電力と国に対して怒りがわき、また東京電力や国側からの、最低な尋問に悲しくなりました。

でも、今回生業訴訟の本人尋問に傍聴に来て感じたのが、福島県内各地区から原告さんが集まってきて、顔がみえたことと、原告さん、サポーターさん、弁護士の先生方の心が一つになっている団結力を感じました。

私自身も、兵庫で東京電力、国に対して訴訟をしていますが、思うようには活動できないの自分たちが考えている裁判が出来ているのかも微妙なところ。今回の傍聴で学んだところ、兵庫

で足りない部分を見つけられ今後に生かしていこうと思います。それと、今回身内から「なんの為に裁判しているの？なんの意味があるの？」と言われ正直、考え方が違う、『大丈夫、安全』の声を信じている人だと思いました。身内ながらガッカリしました。

決死の思いで福島に残ること、福島から出ることを決めたことはどちらも辛く、苦しいことです。それでも、福島から声をあげてくださること、ありがとうございます。私は兵庫から声をあげていきます。全国からも同じ思いで声をあげています。共に頑張りましょう！！

生業訴訟第21回期日（10月7日）のお知らせ

2016（平成28）年10月7日（金）、福島地方裁判所で第21回目の口頭弁論が開かれ、今回は、原告本人尋問第6弾が行われます。

これまで約4000名の原告のうち、35名の代表が証言する原告本人尋問が行われてきましたが、次期期日の7名で最後となります。我らが中島孝原告団長をはじめ、今回も福島県内外の様々な地域、年齢、職業の方々が証言します。

裁判と並行して続けてきた連続講演会、今回はオール沖縄選出の仲里利信衆議院議員にご講演いただきます。辺野古新基地建設に対しても、高江オスプレイパッド建設に対しても、オール沖縄が力を合わせて止めようとしています。沖縄も福島もどちらも勝利に向けて協力できるよう、たくさんのご参加お待ちしております！！

<本日のスケジュール>

【裁判所：午前】

- 09:15 進行協議
- 10:00 原告本人尋問①
- 10:45 原告本人尋問②
- 11:30 原告本人尋問③
- 12:15 休廷
- 12:45 裁判所行進

【裁判所：午後】

- 13:15 原告本人尋問④
- 14:00 原告本人尋問⑤
- 14:45 休廷
- 15:00 原告本人尋問⑥
- 15:45 原告本人尋問⑦
- 16:30 弁論



【福島テルサFTホール】

- 13:30 仲里利信衆議院議員 講演会
「いま沖縄で行われていること
我が国に民主主義はあるのか」
- 15:30 原告団企画
「不思議なクニの憲法」上映
- 17:30 報告集会